

令和2年

第4回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和2年第4回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和2年3月5日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後3時

4 閉 会 午後4時

5 出席者 教育長 米田 進

委員 岩佐 信宏

伊藤佐知子

大塚和歌子

伊勢 昌弘

吉村 昌之

6 説明のための出席者

教育次長 太田政和

教育次長 渡部克宏

総務課長 片村有希

施設整備室長 俵谷 浩

教職員給与課長 真田郁朗

幼保推進課長 鈴木和朗

義務教育課長 石川政昭

高校教育課長 伊藤雅和

特別支援教育課長 新井敏彦

生涯学習課長 中山恭幸

文化財保護室長 武藤祐浩

保健体育課長 高橋周也

福利課長 佐藤広文

7 会議に付した事項

報告第1号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告

議案第5号 人事案件について

議案第6号 教職員の懲戒処分について

議案第7号 教職員の懲戒処分について

議案第8号 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第9号 秋田県指定文化財の指定等について

8 承認し、又は可決した事項

報告第1号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告

議案第5号 人事案件について

議案第6号 教職員の懲戒処分について

議案第7号 教職員の懲戒処分について

議案第8号 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第9号 秋田県指定文化財の指定等について

9 報告事項

- ・秋田県教育委員会特定事業主行動計画について
- ・令和3年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程及び会場について

10 会議の要旨

【米田教育長】

ただいまから、令和2年第4回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は、2番伊藤委員と3番大塚委員にお願いします。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、本日予定されている議案第5号から議案第7号は、人事案件であることから他の議案の審議終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、報告第1号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第1号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」説明概要

- ・令和2年秋田県議会第1回定例会2月議会に2月10日付けで追加提案した、令和元年度補正予算案及び条例案について、事前に知事から意見の聴取があったが、教育委員会会議を開くいとまがなかったため教育長が専決処分し、原案どおり同意する旨を回答している。このことを報告し、承認を求めるものである。
- ・補正予算案の総額は、23億2,228万8千円の減額である。
- ・当初予算案の総額は、1,097億143万7千円であり、県全体の一般会計予算額の18.93%である。
- ・条例案は、学校職員の定数に関する1件と、公の施設の指定管理者の指定に関する1件である。
- ・当初予算案及び条例案については、3月3日から審議を開始し、議会最終日である3月19日に可決成立することを見込んでいる。

【米田教育長】

報告第1号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

資料35ページにある総務課の10款1項4目「(新)相互の教育資産を活用した海外諸国との交流事業」として、中国大連市との交流事業がありますが、新型コロナウイルス感染症などは大丈夫でしょうか。事業を実施する頃にはまた状況が変わると思いますが、海外に送り出す保護者は不安だと思います。

【総務課長】

この事業は8月の夏休みを利用して小坂町の子どもたちに中国大連市へ行ってもらおうと考えております。その頃の状況がどうなっているか分からないので、外務省の情報も踏まえながら判断していきます。場合によっては延期もありえると考えております。

【大塚委員】

資料63ページの「学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案要綱」によると、児童生徒数の減少に伴い、職員定数が70人減少するということですが、これは採用者数が減少するというのでしょうか。今でも先生方は忙しくて、一人で何役もこなしている先生や、それでも足りないということでスクール・サポート・スタッフを取り入れようという動きもある中、数字のことは分かりませんが、70人も減らさなくてもよいのではないかと思います。結局、重鎮の先生がこれから減っていく中で、重鎮の先生が3働けるとすれば、まだ未熟な若い先生は同じ時間でもまだ1くらいではないかと思います。児童生徒数だけで職員の定数を減らしてしまうと、現場はもっと苦しくなるのではないかと気がかりです。

【義務教育課長】

児童生徒数の減少の他に、来年度は学校が6校閉校します。よって、職員の数もその分減少となっております。これが大体70名です。また、改正後の職員定数である4,923人という数字は学校に配置することができる上限の数字であります。この数字の中には臨時講師も含まれておりますので、若い者を採用しても臨時講師に入れ替わる形になりますので、採用者数に影響するということはありません。

【岩佐委員】

資料65ページにある「補正予算の主な内容」の(4)繰越明許費補正ですが、入札不調や建築資材の不足等により次年度に繰り越すとありますが、次年度に繰り越して入札が好調となる見込みはあるのでしょうか。あるいは入札金額を上げるなどの対策を取っているのでしょうか。また、建築資材の不足解消の見込みも教えてください。

【施設整備室長】

入札については、二度実施しましたが、入札してくれる業者がいなかったため、次年度に繰り越すものです。建築資材は次年度の前半で入る目処が立っており、工期は次年度に終了する見込みです。

【岩佐委員】

入札はまた行うと思いますが、大丈夫でしょうか。

【施設整備室長】

繰越する工事は、当室で事務を直接行っているものではなく、入札・契約から工事の監理まで各地域振興局の建設部に事務依頼しています。

【伊藤委員】

同じく資料65ページの(5)債務負担行為補正ですが、大館桂桜高校でLPガス代が8,640千円と記載されており、驚きました。LPガスを使用するということは、最初から計画していたのですか。

【施設整備室長】

以前まではKHPという灯油を使用した冷暖房がありましたが、現在は部品等が製造されていないため、最近ではガスを使ったGHP方式の冷暖房設備に変わってきています。建築の際にGHPのコストとボイラー暖房に電気冷房機能も加えたコストを比較し、GHPが最適であるという結論に至り、その設備を入れている状況です。

【伊藤委員】

コスト計算をしても、費用はやはりこのくらいかかってしまうのでしょうか。

【施設整備室長】

これは高校教育課の予算なのではっきりと答えられませんが、資料に記載されている額は限度額ということであり、実際にはここまで費用がかかっていないと思われます。

【吉村委員】

資料35ページの10款1項3目の「(新)障害者雇用対策事業」の障害者雇用は正規雇用ですか。それと、新型コロナウイルス感染症への対応は今後、補正予算等で対応していく予定はありますか。

【総務課長】

障害者雇用ですが、正規職員ではなく、会計年度任用職員ということで一年単位で契約する予定です。区切られた方が働きやすいという方もいると思います。実際、事務職員の障害者の採用枠になかなか人が集まらない事情もあります。会計年度任用職員での一括の解消を図りたいと考えています。それから、新型コロナウイルス感染症については、今のところ大きい費用は特段ありませんが、現在各課や教育機関に照会しています。今のところ大きな動きはありません。

【米田教育長】

いずれ必要になると次の議会でということになりますか。

【総務課長】

そうなると思います。対応の仕方については、教育庁だけがやるということではなく、全庁でやるということになりますから、財政課と相談しながら対応していくことになると思います。

【吉村委員】

今回は特異的なケースですが、今後また起きる可能性があります。現在、学童に子ども達のご迷惑をおかけしているが、このような所も救っていかないと、なかなか子ども達をフォローしてくれないと思います。これらのことも考えて、今後同じような事態が起きたときの為の用意を前もってしておくべきだと思います。

【米田教育長】

市町村には連絡を取っていますか。

【義務教育課長】

市町村教育委員会には連絡しています。県の部局の学童を管轄するところとも連絡を取っておりますので、動きがあればその担当の方でも対応してもらえるのではないかと考えております。

【米田教育長】

他にございませんか。

ないようですので、承認してよろしいでしょうか。

【全員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、報告第1号を承認します。

次に、議案第8号「秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案」について、特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第8号「秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案」説明概要

- ・特別支援学校学習指導要領の改訂による各教科等の名称変更に伴い、所要の規定の整理を行うものである。
- ・施行は、令和2年4月1日である。

【米田教育長】

議案第8号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

小学部以上でクラブ活動がなくなるのはなぜですか。

【特別支援教育課長】

小学部だけがクラブ活動を実施しているからです。中学部や高等部では実施しておりません。

【吉村委員】

それは特別活動としてクラブ活動をやっていないということではなく、中学部や高等部にはクラブ活動自体がないということでしょうか。

【特別支援教育課長】

その通りです。

【米田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第8号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第8号を原案どおり可決します。

次に、議案第9号「秋田県指定文化財の指定等について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第9号「秋田県指定文化財の指定等について」説明概要

- ・第92回秋田県文化財保護審議会において、計2件を県指定文化財に指定すること、並びに計2件の指定を解除することが適当であるとの答申があった。
- ・指定並びに指定の解除については、秋田県教育委員会の議決を経る必要がある。

【米田教育長】

議案第9号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

指定の解除についてですが、秋田県指定天然記念物の管理責任者は市町村教育委員会だという

ことを今回初めて知りました。管理というと、具体的にどういうことをしているのですか。

【文化財保護室長】

文化財の種類によって異なりますが、個人所有の場合は、基本的に所有者が大事に持っている状態です。ただ、個人で管理することが大変な場合には、管理責任者を選任します。今回の天然記念物2件についても現地の状態を見ていただくなど市町村教育委員会を管理責任者として選任していました。

【米田教育長】

例えばスズムシであれば、どのような点に注意していかなければいけないのでしょうか。

【文化財保護室長】

今回解除せざるをえませんが、所在地は元々採草地で、林にならない状態であれば、スズムシは生息することができました。このような状態が保たれていれば良かったのですが、昭和30年代後半に造林等で環境が変わり、森林化したことでスズムシが生息することができなくなってしまったと考えられます。環境が維持できるような形での管理の仕方が望ましかったと考えます。

【伊勢委員】

個人的な興味ですが、資料5ページ「岡本元朝日記」主な記事の14番の赤穂事件に関する記事の中の、吉良上野介についての人物評について、どんなことが日記に書いてあるか教えてください。

【文化財保護室長】

吉良上野介はあまり良くない人物だという評が記載されていると聞いております。岡本元朝が実際に江戸にいたわけではなく、岡本元朝の弟が江戸にいて、弟が聞き取りの上、内容が秋田に伝わり、岡本元朝が日記に記したようです。よく赤穂事件で取り上げられるような形の内容だったようです。

【米田教育長】

現物は公文書館にあります。日記の写し等がありますか。

【文化財保護室長】

翻訳された本があります。岡本元朝日記については、翻訳が全部は終わっていませんが、終わっている前半部分の本は保管しております。

【米田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第9号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第9号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の一つ目の「秋田県教育委員会特定事業主行動計画について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告事項「秋田県教育委員会特定事業主行動計画について」説明概要

- ・「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」の特定事業主行動計画を一本化したものである。
- ・市町村教育委員会との協議を経て最終報告するものである。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【米田教育長】

目標を掲げたからには、目達達成に向けて頑張るしかないということですね。

【総務課長】

はい。

【米田教育長】

他になければ、次に、報告事項二つ目の「令和3年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程及び会場等について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和3年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程及び会場等について」説明概要

- ・第一次選考試験、第二次選考試験ともに、例年と同様の時期での実施である。第一次選考試験では、東北6県の共通開催日が7月18日に設定されており、本県もそれに合わせている。
- ・会場も今年度と同様である。
- ・変更点としては、一つ目に講師等経験者を対象とする優遇制度を拡充する。県内で直近5年間で36月以上の講師等の経験があれば、総合教養または一般教養を免除する。

- ・二つ目に、二次試験において適性検査を実施しない。代わりに面接試験を充実させる。
- ・三つ目に、高等学校・特別支援学校で所有免許状・資格による加点制度を導入する。
- ・四つ目に、小学校・特別支援学校小学部の体育実技・水泳を休止する。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

二次試験において適性検査を実施しないとありますが、適性検査は客観的に評価することができるといったイメージがあります。変更した理由を詳しく教えてください。

【高校教育課長】

適性検査に時間がかかっているという現状や、面接時間をより確保したほうがよいのではという意見を踏まえて、適性検査を実施しないこととしました。適性検査が直接合否に及ぼす影響はあまりないと考えております。面接で人物をしっかり見る方が大事ではないかと考えております。

【伊藤委員】

これまで適性検査の結果と、例えば教職員の不祥事や事件等との関連性の分析はしているのでしょうか。

【高校教育課長】

ご指摘の点は我々も気になっておりました。過去を遡って検証した結果、相関性は見られませんでした。

【伊藤委員】

逆に面接の得点の方が関係があると考えてよいのでしょうか。

【高校教育課長】

そのように考えていただきたいですし、我々もそのように考えております。面接で全て見極めるということは難しいですが、やはり顔を見て、言葉を交わして、表情を見てということが子ども達と向き合っていく上で大事であると考えております。

【伊藤委員】

私の解釈ですが、それは面接員の経験や実績に裏付けられたものだと思いますので、それも一つの科学として、精度があるということだと思いますので、ただ面接をするというよりは、しっかり見る観点を整理して精度が高い言い方で持って行くとさらによいと思います。

【高校教育課長】

おっしゃるとおりだと思います。これまでも面接の様子をご覧いただいておりますとおり、いろいろ工夫をしていますが、いただいたご意見を踏まえて対応していきたいと思っております。

【大塚委員】

私も同じように思います。目が合うと分かるということはあると思います。面接の中で爆弾質問を出すというわけではありませんが、この質問に対してどう答えるのかを見るのも適性検査の一つになるのではないのでしょうか。取り入れたらよいのではないかと思います。また、水泳を休止するということですが、水泳はいつか再開されるのですか。

【保健体育課長】

これまでも続けていますが、新規採用者を対象に、水質管理や施設管理も含めた安全指導という観点から実技研修を行っております。今後はそちらでカバーしていきたいと考えております。受検対象年齢の引き上げ等により、怪我也増えてきています。受検対象年齢の引き上げだけが休止の理由ではありませんが、実技研修の機会にカバーしていきたいと考えております。

【大塚委員】

体育実技を見に行きましたが、年齢の高い受検者の倒立前転を見て、かなり危険だなと思ったことがあります。なおさら水泳となると、泳ぐよりまず水着になることに抵抗があるという人もいると思います。

【米田教育長】

いただいたご意見を生かしていきたいと思います。いずれ適性検査を実施しない分、面接等でのいかに人物を見るかというところをいろいろ考えていく必要があると思います。

【米田教育長】

報告事項は以上ですが、秘密会に入る前にその他として何かございませんか。

【渡部次長】

新型コロナウイルス感染症について、現在の状況を報告いたします。2月27日に内閣総理大臣による小中高、特別支援学校の臨時休校の要請がありまして、本県の知事からも要請があったことを踏まえて、県教育委員会で県立学校・市町村教育委員会・私立学校に対して要請を行いました。内容の一つ目は3月2日から臨時休校とすること、二つ目は卒業式について万全の感染予防策対策を行った上で、参加者を卒業生や教職員等に限定して行うこと、三つ目は高校入試を予定通り実施するということです。臨時休校につきましては、特に小学校低学年の子ども達が心配される場所ですが、現在、市町村教育委員会を通じて状況の把握に努めるとともに、必要な支援や要望を伺っているところです。市町村によって事情が異なることから、その中で柔軟な対応をお願いしているところです。高校入試につきましては、本日一般選抜を実施しております。この後も予定通り実施する予定ですが、感染の疑いがある場合、特別の措置として、3月17日に追々検査を実地することにしております。該当者がいるという情報は今のところはありません。また、3月13日の一般選抜の合格発表につきましては、ホームページ上で発表します。高校や中学校に通知を出して現在準備を進めているところです。今後、関係部局と相談し

ながら国の方針等も踏まえて臨機応変に対応していきたいと考えております。

【伊藤委員】

子どもたちは学校が休みですが、先生方は学校に出ているということで、先生方は子ども達の生活指導についても連絡を取り合うなどしているのですか。

【義務教育課長】

各学校によりますが、保護者に電話をかけて健康状況を把握したり保護者に家庭生活でどんな点に気をつけたらよいかを記載したメールを一斉配信したりするなど、学校によっていろいろやってもらっている状況です。

【高校教育課長】

高等学校につきましては、要請の直後に卒業式がありましたので、大変残念でしたが各校で保護者は参加せずに開催しました。それも順調にやっていただいたと思っております。高校入試の一般選抜も心配しましたが、今のところ心配のない状況で進んでおります。今後、追検査を受ける生徒がわずかにいるかもしれませんが、予定通りということで進めていきます。現時点では一般選抜は予定通り進めています。この後、高校の教員は在校生の成績処理や課題の評価について、各家庭に課題を送りながら、回収して評価するといった学年末の成績査定を行います。従来の形とは異なりますが、いろいろ工夫して行っていただきたいと思います。今後、年度末の様々な行事が控えていますが、状況を見ながら対応していきたいと考えております。

【特別支援教育課長】

幼児児童生徒の居場所の確保が一番大きな課題です。寄宿舍に入所している生徒は寄宿舍も閉鎖となりましたので、自宅に戻りました。施設に入所している者はそのまま施設で過ごしています。多くの者が自宅で保護者等に見てもらっていますが、保護者や親戚等が見れない場合は、地域の放課後等デイサービスや福祉サービスを利用して見てもらっているということで、そのことにつきましては、福祉部局と連携して長期休業中と同じように朝から夕方まで見てもらえるように対応をお願いしているところです。それも難しい場合は学校に相談するように伝えておりましたが、本日まで保護者から連絡や要望は届いていません。多くの方が何らかの形で過ごしているものと思います。それだけに限らず、何かあればいつでも学校に相談してくださいと電話やメール等で保護者に伝えていますが、その他のことについても現在まで連絡はきていません。また、必要に応じて学校に来なければいけない場合があります。例えば制服の採寸ですが、生徒が業者を訪れて採寸することが難しいことや、横に寝そべって採寸しなければならない生徒もいることから、学校へ業者が来校して採寸してもらっています。これはやむをえないとして採寸時間を一人一人ずらすなど、感染防止に気を付けて行っていくと聞いております。今後も必要に応じて学校と連携を取りながら感染防止に努めていきたいと考えております。

【大塚委員】

今回の休校の影響で夏休みは短くなるのでしょうか。

【高校教育課長】

現時点での想定となりますが、緊急事態ですので、新年度で補うような特別な措置があればまた日程は変わると思います。ただ、現時点では年度の締め段階ですので、生徒が出校しない段階でいかに適切に評価して年度を締めるかということになります。4月1日に学校が再開できる形で、例年通りのスタートとなれば良いと考えております。

【義務教育課長】

若干積み残しがあることも考えられます。その際は中学校に引き継ぐ予定です。4月上旬に少し手当することも考えられます。それでもまだ休校が続いた場合は、夏休みの期間は市町村の管理規則で決まっていますが、もしかしたら夏休みに登校日が数日発生することも考えられます。

【特別支援教育課長】

特別支援学校ではないと思います。年度末にやる予定だった学習ができなかったということはあると思いますが、そのことを次年度に持ち越すということは少ないと思います。ただ、区切りなどを大事にする子ども達もいるので、機会を捉えて進級が分かるように指導していきたいと考えております。

【大塚委員】

外出を控えている中、予約通り歯科医院に来院する人もいます。不特定多数が出入りする中で、危険だと思いますが、学校で何か言っているわけではないので、こちらも万全にやろうと思っています。子どもだけで家にいると、スマホやゲームばかりしているのではないのでしょうか。昼間にフェイスブックの友達申請が知り合いの子どもから届きました。よほど暇で家でネットをやっているのではないかと思います。ここをチャンスと思って勉強するか、だらだら過ごすかで差が開いてくるのではないのでしょうか。ネットトラブルが発生すると嫌だなと思います。

【米田教育長】

今後どうなるか全く読めず、我々も悩んでおります。毎日のように検査も行っており、検査結果もメールで届いております。1例目は陰性で、2～5例目を今検査中とのこと。その後6例目を検査予定だとも聞いております。本当にいつ終わるか分かりません。

【吉村委員】

市町村教育委員会が行うことと思いますが、小学校低学年の子ども達の受け入れをお願いしたいと思います。困っている保護者が多いです。また、卒業式の在り方が市町村教育委員会によって大分違います。私もこちらと同じような形で通知を出したので、今朝のように急に通知が出されると、どうなっているのだろうと思います。そして、先ほどの大塚委員からの意見ですが、今は文科省の児童向け学びサイトや応援サイトがあり、各学校がホームページに貼り付けています。それを見るといろいろな学びができたり無料で提供してくれたりするコンテンツもあるので、子ども達がそれを見て時間を有効に使ってもらえればと思います。

【米田教育長】

他になければ、議案第5号から第7号については、人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

異議がございませんので、秋田県教育委員会会議規則第26条により秘密会とします。
傍聴の方は、退室願います。

※秘密会のまま終了